



平成 28 年 11 月 14 日

各 位

会 社 名 株式会社 ヤマウラ
代表者名 代 表 取 締 役 社 長 山浦 速夫
(コード番号 1780 東証・名証第1部)
問合せ先 専務取締役管理本部長 中島 光孝
(TEL 0265-81-6070)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 28 年 12 月 16 日開催予定の第 57 回定時株主総会での承認を前提として、監査等委員会設置会社へ移行することを決議いたしました。監査等委員会設置会社へ移行するため、同定時株主総会において「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、監査等委員会設置会社への移行および移行後の役員人事につきましては、本日付の「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」および「監査等委員会設置会社移行後の役員人事に関するお知らせ」にて別途開示しております。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 委員の過半数が社外取締役で構成される監査等委員会が、業務執行の適正性、妥当性の監査・監督を担うことでより透明性の高い経営を実現し、国内外のステークホルダーの期待によりの確にこたえる体制の構築を目指して監査等委員会設置会社へ移行するため、監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役会および監査役に関する規定の削除等、所要の変更を行うものです。
- (2) 取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）が期待される役割を十分に発揮できるよう、会社法第 427 条に定める責任限定契約の締結を可能とするべく所要の変更を行うものであります。

なお、この変更に関しては、各監査役の同意を得ております。

- (3) 上記の変更に伴い、条数の整備等の所要の変更を行うものです。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 28 年 12 月 16 日（予定）
定款変更の効力発生日 平成 28 年 12 月 16 日（予定）

以 上

(下線は変更部分を表示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1条～第3条 (条文省略)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>① 取締役会</p> <p>② <u>監査役</u></p> <p>③ <u>監査役会</u></p> <p>④ 会計監査人</p> <p>(公告の方法)</p> <p>第5条 当社の公告は、電子公告により<u>行なう</u>。ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じた場合は、日本経済新聞に掲載して<u>行なう</u>。</p> <p>第6条～第18条 (条文省略)</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第19条 当社の取締役は、15名以内とする。</p> <p>(新設)</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第20条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2 (条文省略)</p> <p>3 (条文省略)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後<u>1年内</u>に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p>	<p>第1条～第3条 (現行どおり)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>① 取締役会</p> <p>② <u>監査等委員会</u></p> <p>(削除)</p> <p>③ 会計監査人</p> <p>(公告の方法)</p> <p>第5条 当社の公告は、電子公告により<u>行う</u>。ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じた場合は、日本経済新聞に掲載して<u>行う</u>。</p> <p>第6条～第18条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第19条 当社の取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。)</u>は、15名以内とする。</p> <p><u>2 当社の監査等委員である取締役は5名以内とする。</u></p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第20条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会において選任する。</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 (現行どおり)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第21条 取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期は、選任後<u>1年以内</u>に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p>

<p>(新設)</p>	<p><u>2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>3 任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>4 会社法第 329 条第 3 項に基づき選任された補欠監査等委員の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。</u></p>
<p>(役付取締役)</p> <p>第22条 取締役会はその決議により、取締役会長、取締役副会長、取締役相談役、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p>	<p>(役付取締役)</p> <p>第22条 取締役会はその決議により、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から、<u>取締役会長、取締役副会長、取締役相談役、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</u></p>
<p>(代表取締役)</p> <p>第23条 取締役会は、その決議により代表取締役を選定する。</p> <p><u>2 取締役会の決議により、前条の役付き取締役の中から当社を代表する取締役を選定する。</u></p>	<p>(代表取締役)</p> <p>第23条 取締役会は、その決議により、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。</p> <p>(削除)</p>
<p>(顧問及び相談役)</p> <p>第24条 (条文省略)</p>	<p>(顧問及び相談役)</p> <p>第24条 (現行どおり)</p>
<p>(業務執行)</p> <p>第25条 取締役社長は、当社の業務を統轄し、取締役会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役及びその他の取締役は、取締役社長を補佐し、定められた事項を分掌する。</p>	<p>(業務執行)</p> <p>第25条 取締役社長は、当社の業務を統轄し、取締役会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役及びその他の取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。)</u>)は、取締役社長を補</p>

<p>2 取締役社長に事故あるときは、取締役会において予め定めた順序に従い、他の取締役が取締役社長の職務を代行する。</p> <p>(報酬等)</p> <p>第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益 (以下「報酬等」という) は、株主総会において定める。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第27条 (条文省略)</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役との間で、同法第423条第1項の賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結することができる。</u></p> <p>(取締役会の招集者及び議長)</p> <p>第28条 (条文省略)</p> <p>2 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集手続き)</p> <p>第29条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合は、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(取締役会の決議)</p> <p>第30条 (条文省略)</p>	<p>佐し、定められた事項を分掌する。</p> <p>2 取締役社長に事故あるときは、取締役会において予め定めた順序に従い、他の取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。)</u>が取締役社長の職務を代行する。</p> <p>(報酬等)</p> <p>第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において定める。</u></p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第27条 (現行どおり)</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役 (<u>業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間で、同法第423条第1項の賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結することができる。</p> <p>(取締役会の招集者及び議長)</p> <p>第28条 (現行どおり)</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集手続き)</p> <p>第29条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合は、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(取締役会の決議)</p> <p>第30条 (現行どおり)</p>
---	---

<p>2 当社は、会社法第370条の<u>要件</u>を充たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>(新設)</p> <p>(取締役会の議事録) 第31条 取締役会の議事録は、法令の定めるところにより書面<u>または</u>電磁的記録をもって作成し、出席した取締役<u>並びに</u>監査役がこれに記名押印、<u>または</u>電子署名を行なう。</p> <p>(取締役会規程) 第32条 (条文省略)</p> <p>第5章 <u>監査役及び監査役会</u></p> <p><u>(監査役の員数)</u> 第33条 当社の監査役は、5名以内とする。</p> <p><u>(監査役の選任)</u> 第34条 監査役は、株主総会において選任する。 2 <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p><u>(補欠監査役の選任)</u> 第35条 当社は法令の定める監査役の員数を欠いた場合に備えて、株主総会において監査役の補欠者をあらかじめ選任することができる。 2 <u>補欠監査役の選任決議は、株主総会の議決</u></p>	<p>2 当社は、会社法第370条の<u>要件</u>を充たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>(取締役への委任) 第31条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定を取締役に委任することができる。</p> <p>(取締役会の議事録) 第32条 取締役会の議事録は、法令の定めるところにより書面<u>又は</u>電磁的記録をもって作成し、出席した取締役がこれに記名押印、<u>又は</u>電子署名を行う。</p> <p>(取締役会規程) 第33条 (現行どおり)</p> <p>第5章 <u>監査等委員会</u></p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>
---	---

<p><u>権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の同意をもってこれを行う。</u></p> <p><u>3 第1項の定めによる予選に係る決議の効力は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役の任期)</u></p> <p><u>第36条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p><u>2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	(削除)
<p><u>3 前条第1項に定める予選された補欠監査役が監査役に就任した場合、その監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</u></p>	(削除)
<p><u>(常勤監査役)</u></p> <p><u>第37条 監査役は、その互選により1名以上の常勤の監査役を定めるものとする。</u></p>	(削除)
<p><u>(報酬等)</u></p> <p><u>第38条 監査役の報酬等は、株主総会において定める。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役の責任免除)</u></p> <p><u>第39条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、監査役（監査役であったものを含む。）の同法第423条第1項の賠償責任について、取締役会の決議によって賠償責任額を法令に定める限度において免除することができる。</u></p>	(削除)
<p><u>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間で、同法第423条第1項の賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結することができる。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役会の招集手続き)</u></p>	

<p><u>第40条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要がある場合は、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>	<p>(削除)</p> <p>(削除)</p>
<p><u>(監査役会の決議)</u></p> <p><u>第41条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(監査役会の議事録)</u></p> <p><u>第42条 監査役会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し出席監査役がこれに記名押印または電子署名を行う。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(監査役会規程)</u></p> <p><u>第43条 監査役会に関する事項については、法令又は本定款のほか、監査役会の定める「監査役会規程」による。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p><u>(常勤の監査等委員)</u></p> <p><u>第34条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p>
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p><u>(監査等委員会の招集手続き)</u></p> <p><u>第35条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の場合は、この期間を短縮することができる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p>
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p><u>(監査等委員会の決議)</u></p> <p><u>第36条 監査等委員会の決議は、議決に加わ</u></p>

	<p><u>ることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u></p>
(新設)	<p><u>(監査等委員会の議事録)</u></p>
(新設)	<p><u>第 37 条 監査等委員会の議事録は、法令の定めるところにより書面又は電磁的記録をもって作成し、出席した監査等委員がこれに記名押印、又は電子署名を行う。</u></p>
(新設)	<p><u>(監査等委員会規程)</u></p>
(新設)	<p><u>第 38 条 監査等委員会に関する事項については、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める「監査等委員会規程」による。</u></p>
第 44 条～第 47 条 (条文省略)	<p>第 39 条～第 42 条 (現行どおり)</p>
(新設)	<p><u>附則</u></p>
(新設)	<p><u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u></p>
	<p><u>1 当社は、第 57 回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第 423 条第 1 項所定の監査役（監査役であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>
	<p><u>2 第 57 回定時株主総会終結前の社外監査役（社外監査役であったものを含む。）の行為に関する会社法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第 39 条第 2 項の定めるところによる。</u></p>

以 上